

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所にかかる評価の考え方について

平成30年7月20日

1 趣旨

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）にかかる評価は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会（公立大学以外の法人）の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方」（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、年度計画、中期計画の進捗状況等を数値目標の達成状況や具体的な事例等により評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び法人の試験検査、調査研究力等の向上に資することとする。
- (2) 大阪府、大阪市の地域保健対策及び公衆衛生の向上を技術的側面から支援する「地方衛生研究所」としての特性に配慮した評価を行うこととする。
- (3) 府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。
- (4) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、事業年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を「項目別評価」と「全体評価」により行う。
 - ① 事業年度評価の項目別評価は、中期計画及び年度計画に基づく小項目、大項目で行う。
 - ② 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の項目別評価は、中期計画に基づく大項目で行う。
- (2) 「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、大阪府知事（以下「知事」という。）が評価を行う。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。
- (4) なお、「項目別評価」、「全体評価」ともに、研究内容の評価に関しては法人の評価方法に任せることとし、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、評価を実施する。

4 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 知事による小項目評価、(3) 知事による大項目評価の手順で行う。

(1) 法人による自己評価

- ① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況についてⅠ～Ⅴの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）など、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約（平成30年4月1日施行）に定める事項を記載する。
- ③ 自己評価の区分は次のとおりとする。

V・・・年度計画を大幅に上回って実施している
 (客観的に高く評価された成果があった場合)

IV・・・年度計画を上回って実施している

III・・・年度計画を順調に実施している

II・・・年度計画を十分に実施できていない

I・・・年度計画を大幅に下回っている

- ④ 業務実績報告書には、特記事項として、特筆すべき取組や遅れている取組の理由、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

(2) 知事による小項目評価

- ① 知事において、法人の自己評価、目標設定の妥当性及び府市研究所の統合・法人化後の取組等を総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、I～Vの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。
- ③ 知事による評価と法人の自己評価が異なる場合は、知事が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 知事による大項目評価

- ① 知事において、事業年度評価を行う際は、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、また中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を行う際は、各事業年度評価の結果及び見込み又は結果を考慮し、中期目標の達成状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。

事業年度評価		中期目標期間(見込)評価
S	特筆すべき進捗状況 知事が特に認める場合	特筆すべき達成状況
A	計画どおり すべての項目がIII～Vの場合	目標どおり達成
B	おおむね計画どおり 計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組状況は評価できる又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合	おおむね目標どおり達成
C	計画を十分に実施できていない 計画の未達成項目があり、法人の取組状況が不十分である場合	目標を十分には達成できていない
D	重大な改善事項あり 計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等	法人の組織、業務等に見直しが必要

5 全体評価の具体的方法

- (1) 知事において、項目別評価の結果を踏まえ、事業年度評価を行う際は、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、また中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を行う際は、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、統合・法人化を契機とした改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮等）を積極的に評価することとする。

6 評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、各事業年度に該当する業務実績報告書を作成し、知事に提出する。（業務実績報告書の作成に当たっては、別紙様式を参照。）【6月末まで】
- (2) 知事において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、大阪市長（以下「市長」という。）と協議の上、評価（案）を作成する。【7～8月】
- (3) 地方独立行政法人法に定めるもののほか、必要に応じて評価委員会の意見聴取を行い、評価（案）を取りまとめる。
- (4) 評価（案）について法人に意見申し立て機会を付与する。
- (5) 知事において、評価委員会における意見表明の結果等を踏まえ、市長と協議の上、評価を決定する。【9月】